

中央区立晴海西小学校いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な考え方

1 基本方針策定の目的

いじめは、その対象となった児童に深刻な苦痛を与え、時にはその生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのある重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。全教職員が、いじめを絶対に許さないという姿勢で、生活指導、教育相談に当たるとともに、人権尊重の精神を基盤に学校教育を推進することとする。そのことが、いじめ事象の発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのために学校は、常に教育活動全般において生命や人権を大切にする教育を実践することや、教職員が児童一人一人を多様な個性をもつかけがえのない存在であることを強く認識し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観・指導観にたって教育活動を進めていくこととする。

晴海西小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法および中央区いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止の対策に関する基本的な方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

具体的ないじめの態様には、以下のものがある。

- (1) 言葉によるもの：冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 集団によるもの：仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 暴力によるもの：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) 金品に関するもの：金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (5) 強制によるもの：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (6) インターネットに関するもの：インターネットやスマートフォン等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであり、人として決して許されない行為であり、児童はいじめを行ってはならない。

4 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうるとの認識に立ち、学校は家庭、地域、教育委員会と連携して、いじめを生まない学校づくりなど未然防止への取組を進めるとともに、いじめを察知した場合には、早期発見・早期対応を基本とした取組を講じ、機動性・即時性をもって解決に努める。

第2 晴海西小学校における取組

1 いじめの未然防止のための取組

- ① 異年齢(異学年)の児童・幼児の交流と連携を図り、好ましい人間関係をつくるとともに豊かな人間形成を図る。
- ② 教育活動全般を通じて、児童の自己有用感・自己肯定感を高められるように努める。

- ③ いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成していき、いじめに繋がるような些細なことでも見逃さないよう組織的に取り組む。また、保護者・地域との連携を図る。
- ④ 保護者や関係機関等との連携を図りつつ、いじめ防止に資するため児童が自主的に行う諸活動を支援する。
- ⑤ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な教育活動として命と心の授業や道徳授業地区公開講座の実施をはじめ、人権教育・道徳教育を推進するとともに、情報モラル教育の充実を図り、ふれあい月間及びセーフティ教室等を実施する。
- ⑥ 都教委から派遣されているスクールカウンセラーが、いじめの実態把握に努めるとともに、5年生全員対象の面接をはじめ児童に対して面接を行い、いじめ等の相談がしやすい環境づくりを推進する。
- ⑦ 校内研修の充実を通して教職員の資質の向上を図る。

2 いじめの早期発見のための取組

① 児童理解の充実

学級担任等は、児童の不安や悩みを聞くことで、児童が安心して生活できる学級づくり、児童の居場所のある学級づくりに努める。また、教材等を活用するなど様々な方法で児童の心情理解を図る。

② アンケート調査の定期的な実施

学期ごとに「ふれあい月間」を設定し、全児童を対象としたアンケート調査や聞き取り調査を実施する。

ア. ふれあい月間におけるアンケート調査3回(6月、11月、2月)

イ. スクールカウンセラーによる面接(5年生全員)

③ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめ等に係る相談を行える窓口を次の通り設置し、活用する。

ア. スクールカウンセラーの活用

イ. 担任等への直接相談

④ 教職員全体のいじめ等に関する情報共有の機会の設置

ア. 毎週木曜日の生活指導夕会において生活指導関係の情報交換を行う。また、職員会議後に生活指導関係の情報交換を行う。

イ. 校務支援システムを活用し、児童の状況について教職員間の一層の情報共有を行う。

3 いじめに対する早期対応

① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会で対応を協議し次の対策を講ずる。

ア. いじめをやめさせ、その再発を防止する。

イ. いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる指導を行う。

ウ. いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整える措置を講ずる。

エ. いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

③ SNSをはじめとするインターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、セーフティ教室などを活用した情報モラル教育を推進し、インターネットを通じて発信される情報の特性やインターネットを利用する中で危険性などに関し、児童・保護者に対して啓発活動を行う。

④ 悪質ないじめや犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

4 インターネット上のいじめへの対応

(1) 情報リテラシー力の向上

セーフティ教室等を活用して、デジタルシチズンシップの観点を踏まえつつ、世の中に溢れるさまざまな情報を適切に活用できる基礎能力の向上を図る。

(2) 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり

いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力を身に付けさせ、生徒自らが守るべきルールを決めて、そのルールを守っていこうとする態度を育む指導を行う。

(3) 保護者への支援と情報共有

インターネットを適切に活用していく資質・能力を育むために、保護者会等注意点や配慮事項等を情報提供し、保護者に対する啓発活動を行う。

5 教職員の指導力の向上と組織的な対応

(1) いじめ防止に関する研修の実施

いじめ防止や児童指導に関する校内研修を計画的に実施し、いじめ防止に関する教員の資質向上を図り指導力を高める。

(2) 組織的な対応

児童指導に関する情報について学級担任から学年主任、生活指導主任への報告を徹底し、学年会や生活指導部会で対応を検討し、組織的な生徒指導を行う。

6 保護者との連携

(1) いじめ防止等の啓発活動

保護者会や学級懇談、教育相談等をととして保護者を対象としたいじめ防止への啓発活動を行う。

(2) 家庭との連携・協力

教育相談および、学校だよりや学年だよりなど学校からの配布物などを通して、家庭との緊密な連携・協力を進める。

(3) 学校や関連機関への連絡・相談

保護者はいじめやそのおそれがあると思われる場合は、速やかに学校及び関連機関に相談又は通報をする。

第3 いじめの防止等の組織設定

1 いじめ防止対策組織の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置し、定期的に同委員会を開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的な検証等を行い、いじめのささいな兆候や懸念、児童や保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

＊学校いじめ対策委員会…校長、副校長、主幹、学年主任、該当学年教諭、養護教諭、SC

2 重大事態発生時の調査及び報告

重大事態が発生した場合には、「いじめ防止対策委員会」を活用し、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会に速やかに報告する。

第4 学校の取組に対する検証と改善

いじめ防止の取組については、年度当初の教育計画と年度末の学校評価を活用し、取組の計画的な実行、いじめ対応方法の検証、必要に応じた基本方針及び計画の改善、見直しを行う。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。
- (3) 児童や保護者からいじめを受け重大事態に至ったという申し出があったとき。

2 重大事態への対応

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告する。
- (2) 学校いじめ対策委員会を開催し、事実関係を調査し、情報を教育委員会に報告し、今後の対応策について検討する。また、教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒及び保護者に対して適切に情報提供を行う。
- (3) 教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など調査に協力する。